

特約条項《抜粋》

別表（手術保険金の支払対象となる手術及び支払倍率）

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類に掲げる手術を指します。吸引、穿刺、抜釘又は抜糸等の操作又は処置及び神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術（植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除きます。受容者に限ります。）	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4 頭蓋骨観血手術（5又は6に該当する手術を除きます。）	20倍
	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴う手術を除きます。）	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術（手指・足指の手術を除きます。）	20倍
	11 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴う手術に限ります。）	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指の手術を除きます。）	10倍
	13 骨移植術（受容者に限ります。）	10倍
	14 骨髄炎・骨結核・骨腫瘍手術（膿瘍の単なる切開を除きます。）	10倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指の手術及び筋炎・結節腫・粘液腫手術を除きます。）	10倍
	呼吸器 ・胸部	16 慢性副鼻腔炎根本手術
17 喉頭全摘除術		40倍
18 喉頭部分切除術、喉頭形成術		10倍
19 気管・気管支の手術（開胸を伴う手術に限ります。）		20倍
20 肺・胸膜の手術（開胸を伴う手術に限ります。）		20倍
21 胸郭形成術		20倍
22 縦隔腫瘍摘出術（開胸を伴う手術に限ります。）		40倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術（手指・足指の手術及び血液透析外シャント形成術を除きます。）	20倍
	26 心膜切開・縫合術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術（開胸を伴う手術に限ります。）	20倍
消化器 ・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	32 その他の食道の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	33 胃切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍
	34 その他の胃の手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	35 肝切除術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	40倍

	36 その他の肝臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	37 胆嚢・胆道観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	38 膵臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	39 脾臓観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	40 腹膜炎観血手術（開胸又は開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術（受容者に限ります。）	40倍
	47 その他の腎臓・腎盂観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	49 尿道形成術（経尿道的操作を除きます。）	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術（経尿道的操作を除きます。）	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術（開腹を伴う手術に限る。54、55又は56に該当する手術を除きます。）	20倍
	58 その他の子宮観血手術（人工妊娠中絶術を除きます。）	10倍
	59 卵巣・卵管の手術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膣脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘍摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術（開腹を伴う手術に限ります。）	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術（開頭を伴う手術に限ります。）	40倍
	66 神経観血手術（手指・足指の手術及び神経ブロックを除きます。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙嚢鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜嚢形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍

聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射（一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限ります。）	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含みます。）	20倍
	93 その他の開胸又は開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除きます。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類の内いずれにも該当しない手術であって、別表（公的医療保険制度）に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表（診療報酬点数表）に定める診療報酬点数表により手術料の算定されるもの（無配当傷害入院特約又は無配当疾病傷害入院特約に限ります。）	5倍

(1) 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室及び蝶形骨洞を除きます。）をいいます。

(2) 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。

(3) 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。

なお、腹腔とは、腹腔腔、腹膜後腔（隙）及び骨盤腔をいいます。

(4) 1つの手術を受けた場合で、その手術が2つ以上の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいずれか1つの手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器又は四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテル又はバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。

(5) 82、89、91、94及び95の手術の種類に該当する手術において、1つの疾病又は1つの不慮の事故による入院（疾病入院特約においては、1つの疾病による入院のみとなります。傷害入院特約及び無配当傷害入院特約においては、1つの不慮の事故による入院のみとなります。）に係るものについては、1回の支払を限度とします。

(6) 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

(7) 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。

(8) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣及び浸潤した隣接臓器を切除、摘除又は摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除若しくは摘出（剔出）し、又は、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除若しくは摘出（剔出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

(9) 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。

(10) (5)の場合において、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類

に該当しません。

※ (6)～(10)については、ご加入されている特約種類が無配当傷害入院特約又は無配当疾病傷害入院特約の場合に限ります。